

令和4年10月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和4年10月11日（火） 午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 和水町中央公民館 大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（10名）

会 長	1 番	有働憲一					
会長代理者	2 番	金栗孝義					
委 員	3 番	猪口琢真	5 番	吉田広志	6 番	本山圭司	7 番 高木修治
	8 番	池田弘昭	9 番	山崎照代	10 番	中畑昇	11 番 池田勝美
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（1名）
4 番 菊川俊二
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（15名）

江上幸一	上田憲一	前淵慎一郎	大城戸一義	福山修	深草哲夫	中嶋孝
山下栄次	浦部俊一	井島武士	竹下孝昭	有富博明	落合修	
石原寛之	吉永剛					
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（2名）
樋口哲男 牛島宣雄
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画について
報告第1号	中途解約通知書について
報告第2号	許可不要転用届について
 - 6 そ の 他
 - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（4名）

事務局長	上原 克彦
庶務係長	荒木 健一
参 事	西川 佳孝
会計年度任用職員	中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

事務局 上原

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。
「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和4年10月 和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、11名中10名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして「こんにちは。」

8月、9月はコロナの影響で縮小した開催でしたが、本日は、10月となりお忙しい中、推進委員さんを含めた通常開催に出席いただきありがとうございます。

さて、東京ではトラクターの転落事故、岩手県ではコンバインの転落事故、和水町でも農作業中の死亡事故が発生しており、皆さんも注意して作業に当たってください。

本日は、これから実施予定の農地パトロールの説明もあるようです。皆さんのご協力をお願いします。

事務局 上原

有働会長、どうもありがとうございました。会長には、引き続き、議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名人の指名

本日の議事録署名委員は、6番本山委員と7番高木委員をお願いします。
速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。

5 議事

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。
この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

所有権移転の整理番号1 合志市の譲渡人から山鹿市の譲受人へ（売買）

所有権移転の整理番号2 上和仁の譲渡人から東吉地の譲受人へ（贈与）

使用貸借権設定の整理番号1 平野の譲渡人から上板楠の譲受人へ（使用貸借）

当事者及び土地の所在地等については、議案の1ページから3ページをご覧ください。

これらの案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合します。

第1号議案にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 異議なしの声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第1号について、原案のとおり許可を決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第1号については、すべて原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

当事者及び土地の所在地等については、議案の4ページをご覧ください。

申請書添付書類については、別紙の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 一般住宅（使用貸借権）

申請地は、江田にある農地です。

使用借人は、町内のアパートで生活をしており、実家に隣接した申請地を一般住宅として転用されるものです。

給水は、町の上水道と接続して給水します。

生活雑排水、汚水は町下水道と接続し排水します。

雨水は、自然浸透とし、余水は既存の側溝に接続して排水されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、500m以内に2以上の教育・医療施設等がある農地」ということで「第3種農地」に該当しますので、代替性は必要ありません。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「融資証明書」「残高証明書」等を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和5年8月末日までの完了予定ですので、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺の農地は分筆後に残る使用貸人の農地のみであり、平屋建ての住宅であるため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

第2号議案の事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

整理番号1について、3番猪口委員の報告をお願いします。

3番 猪口委員

整理番号1について、3番猪口が報告します。

9月28日に、私と江上推進委員、事務局で現地確認を行いました。

申請地は江田にある畑で、現地は肥培管理してありました。

給水は町の上水道と接続して給水し、生活雑排水・汚水は町の下水道へ接続し排水されます。雨水は自然浸透を基本とし、余水は既存の側溝へ排水されます。

申請地の周囲には分筆後の使用貸人の農地は残りますが、平屋建ての住宅のため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと思われ、この転用申請については問題ないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われま。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第2号 につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 異議なしの声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第2号 について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第2号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画等について」を、議題とします。

今回、所有権移転の整理番号1は農業委員会の委員が関与される案件です。和wat町農業委員会会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、まずは、その案件を除いて審議します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第3号「農用地利用集積計画等について」

議案の5ページについては、基盤法に基づく利用権設定の賃貸借権設定の案件になります。新規設定が1件です。

議案の6ページ及び7ページについては、基盤法に基づく利用権設定の使用貸借権設定の案件になります。新規設定が2件です。

議案の9ページについては、中間管理権の案件になります。件数は1件です。

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしています。

議長 有働

ただ今、事務局から、議案第3号について説明がありました。

所有権移転の整理番号1を除く、議案第3号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。

所有権移転の整理番号1を除く、議案第3号について、原案のとおり許可を決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働

全員賛成です。
よって、所有権移転の整理番号 1 を除く、議案第 3 号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 3 号の所有権移転の整理番号 1 について、審議します。
和水町農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、関係委員の退席を求めます。

——— 関係委員、退室 ———

議長 有働

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

— 事務局が、議案第 3 号の所有権移転の整理番号 1 について説明 —
議案第 3 号の所有権移転の整理番号 1 について、申請人及び土地の所在地等については、議案の 8 ページを御覧ください。
この計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしています。
議案第 3 号の所有権移転の整理番号 1 の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局から、説明がありました。
議案第 3 号の所有権移転の整理番号 1 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第 3 号の所有権移転の整理番号 1 について、原案のとおり許可を決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第 3 号の所有権移転の整理番号 1 については、原案のとおり許可することに決定しました。
関係委員の入室を、許可します。

——— 関係委員、入室 ———

議長 有働

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

無いようですので、報告第 1 号、第 2 号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

報告第 1 号「中途解約通知書について」
農地の賃貸借権の中途解約が 4 件ありました。全て貸し手・借り手の双方合意による解約です。
通知者及び土地の所在地等については、総会資料の 10 ページをご覧ください。

報告第 2 号「許可不要転用届について」
総会資料の 12 ページをご覧ください。届出人、土地の所在、申請内容等について、ご確認ください。
内容は、無線基地局の設置 4 件です。

議長 有働

以上で、報告を終わります。

以上で本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
進行を事務局へお返しします。

事務局 上原

有働会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 その他（連絡事項）

総会資料の１２ページを、ご覧ください。
事務局から、事務連絡。

7 閉会

ご起立をお願いします。
これをもちまして、令和４年１０月 和水町農業委員会総会を、閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署 名 委 員 6 番 _____

署 名 委 員 7 番 _____

会議録調製者 西川 佳孝
本誌（表紙除く） 7 頁